

平成 22 年第2回まんのう町議会定例会会議録(第2号)

平成22年6月22日 開 議 午前9時30分

日程第 1 日程第 2	大岡議長	おはようございます。 ただ今の出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、5番 本屋敷崇君、6番 関洋三君を指名いたします。
	栗田町長	日程第2 議案第8号 監査委員、識見を有する委員選任の同意について。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました、議案第8号 監査委員、識見を有する委員の選任同意についてのご説明を申し上げます。 現、監査委員、造田一二氏の任期が平成22年6月28日をもって満了となるため、下記の者をまんのう町監査委員、識見を有する委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。 住所、まんのう町中通852番地2。氏名、増田忠次。生年月日、昭和23年6月15日。 なお、任期は地方自治法第197条の規定により、4年となっておりますので、平成22年6月29日から平成26年6月28日まででございます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 (議長。休憩をお願いします。) (賛成。休憩。) ただ今、休憩の動議が出ましたので、暫時休憩をいたします。(休憩 午前 9時33分) それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。(再開 午前10時20分) お諮りします。 議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これに異議ありませんか。

日程第 3	大岡議長	(「なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、議案第 8 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。 本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思います。 お諮りいたします。 ただ今議題になっております、議案第 8 号 監査委員（識見を有する委員）選任の同意については、原案を同意することにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、議案第 8 号 監査委員、識見を有する委員選任の同意については、原案を同意することに決しました。 日程第 3 議案第 9 号 副町長選任の同意についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました、議案第 9 号 副町長選任同意についてのご説明を申し上げます。 副町長、佐野利昭氏の任期が平成 22 年 6 月 30 日をもって満了となるため、下記の者をまんのう町副町長に選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。 住所、まんのう町四條 802 番地 1。氏名、栗田昭彦。生年月日、昭和 26 年 7 月 31 日。なお、任期は地方自治法第 163 条の規定により、4 年となっておりますので、平成 22 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日でございます。 ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 お諮りします。 議案第 9 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。
	栗田町長	
	大岡議長	

日程第 4	大岡議長	よって、議案第 9 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。 本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決をいたしたいと思います。 お諮りします。 ただ今議題になっております、議案第 9 号 副町長選任の同意については、原案を同意することにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第 9 号 副町長選任の同意については、原案を同意することに決しました。 日程第 4 選挙第 1 号 まんのう町選挙管理委員及び同補充員の選挙についての件を議題といたします。 まんのう町選挙管理委員及び同補充員については、任期満了に伴い、地方自治法第 182 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、選挙管理員 4 名、同補充員 4 名を議会において選挙するものであります。任期につきましては、平成 26 年 6 月 28 日までの 4 年間であります。これより、まんのう町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。 お諮りいたします。 選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦によりたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、選挙の方法は氏名推薦にすることに決しました。 お諮りいたします。 指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議長において指名することに決しました。 それでは、指名をいたします。 選挙管理委員として、委員、住所、
--------------	-------------	---

	栗田町長 大岡議長 散 会	任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間、職務を行っております。そして今回、琴南地区の矢敷宜廣氏を後任者として人権擁護委員法第6条に基づき推薦するものであります。同氏は、地域において積極的に様々な活動に参加し、地域社会で信頼されております。人権に対する理解に加え、誰からも慕われる人格や見識及び中立公平さを兼ね備えていることから、適任であると考えております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 お諮りします。 諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これに異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、諮問第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。 本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思います。 お諮りいたします。 ただ今議題になっております、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに決しました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 なお、次回会議の再開は、6月23日、午前9時30分といたしたいと思います。 本議場にご参集願います。 本日はこれで散会いたします。 散 会 散 会 午前10時32分
--	------------------------------------	--

		地方自治法第123条第2項の規定により署名する。
--	--	---------------------------------

平成22年6月22日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--